障がいのある人とその家族が
地域の中で尊厳を保ちながら
普通の暮らしが出来るよう支援する

NEWS

社会福祉法人
京都障害者福祉センター

1月号
No. 243 R6/1/4
編集：支援センター
発行：本部事務局
http://www.kyofc.or.jp

～令和６年を迎えて～

理事長　前田 文男

新年おめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
旧年中は京都障害者福祉センターに対しまして、ご利用者、ご家族並びに地域の皆様からの温かいご支援ご協力を賜り、無事新春を迎えることができました。
心より御礼申し上げ、令和６年の年頭にあたりご挨拶申し上げます。
今年は元旦に能登半島地震が発生し多数の方が亡くなられました。謹んでご冥福をお祈りし、被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げます。
また、翌２日には羽田空港滑走路において航空機衝突事故があり、前途多難を思わす惨事が立て続けに起こりました。
しかし、今年の干支は甲辰（キノエタツ）に当たります。「甲」は十干の最初で、物事の始まりの意味。十二支の「辰」は「昇り龍」などと呼ぶように、勢いよく活気にあふれた様子を意味するとのことで、「甲辰」は「新しいことに挑戦して成功する」「これまで準備してきたことが形になる」等、大変縁起の良い年になると一般的にいわれているそうです。
さて、昨年の当法人を振り返ってみますと、４月には京都市うずまさ学園及び京都市太秦障害者デイサービスセンターの新規指定管理受託が始まり、65 歳定年制と高齢職員等の給与制度見直しを行い、懸案であった「京都いたはし学園」移転先土地の取得が出来ました。
今年は「京都いたはし学園」の令和７年４月開所に向けての新築工事が始まりますし、洛南エリアにおいては、課題であった支援センター「らくなん」事務所の移転や居宅介護事業所の新設にも取り組んで参ります。
一方、施設を取り巻く状況は、支援学校卒業生の確保が難しくなってきており、放課後等デイサービスをご利用されていた生徒さんは卒業後も同一法人の施設を利用される傾向がありますので、放課後等デイサービスが果たす利用者確保の役割が大きくなっています。また利用者さんや保護者の方の高齢化に伴い、グループホームの有無が施設選択の動機になってきています。法人がこれからも安定的な経営を維持するためには、利用者確保が重要でこれらの傾向に対応する必要があります。
今後とも法人が職員と利用者さんの安心・安全・安定に寄与していけるように頑張って参りたいと思います。
最後になりましたが、本年が皆様にとりより良き年となりますことを祈念しまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

令和５年度 第５回理事会が開催されました。

令和５年度第５回理事会が、理事、監事出席の下、１２月２１日（木）午後２時から、洛南身体障害者福祉会館において開催されました。

理事会では、令和５年度第１次補正予算案について審議され、食材費高騰対策支援金について、外債の受取利息について、質疑の後、原案どおり承認されました。

また、京都いたはし学園新築移転の進捗状況について、資産運用計画及び実施状況について、事務局から報告がなされ、いたはし学園移転予定地前にある電柱の移設や歩道の段差切り下げについて、質疑が行われました。

１　審議事項

第１号議案　令和５年度第１次補正予算案について

２　報告事項

⑴ 京都いたはし学園新築移転の進捗状況について

⑵ 資産運用計画及び実施状況について

⑶ 前回理事会（R5.10.18）議事録

（本部事務局）

洛南エリアTOPICS【洛南身体障害者福祉会館】

賑わっています

京都市洛南身体障害者福祉会館は昭和 45 年 4 月に設置され、身体に障害をお持ちの方の交流と憩いの場として運営してきました。また、教養を高める場として講習会を開催しており、現在も定期講習会、単発講習会を開催しています。

定期講習会では、「英会話」、「書道」、「絵画」、「陶芸教室」、９月から再開しました「歌謡教室の文化講座」、「ボッチャ」、「吹き矢」、「フライングディスクのスポーツ講座」があります。
単発講習会では、すべての講習会を身体に障害をお持ちの方だけではなく、地域の皆さんにも参加して頂ける講習会を開催しています。

京都市南区介護予防推進センターと協賛の「脳トレ」、「ヨガ」、先月行った「ポーセリンアート教室」も毎回、申込みが多く、たくさんの方に楽しんでいただいています。
また、たくさん問い合わせを頂いていた「健康麻雀」も６月から開講し、開講日には部屋いっぱいでたいへん賑わっています。（利用の人数も増え、時間帯によればトイレが込み合い、ご迷惑をおかけしていますが・・・）
今後も地域交流の場になるよう、地域の皆様に参加して頂けるようなイベントを企画していきたいと思います。

（洛南身体障害者福祉会館：大西 里美）

伏見エリアTOPICS【伏見障害者授産所】

とっておきの芸術祭
「京都市長賞」を受賞しました！！

令和５年 12 月１日（金）から３日（日）の期間、みやこめっせで開催された「第 29 回京都とっておきの芸術祭」におきまして、伏見障害者授産所から応募した作品のうちグループ作品の【ブルーハワイ】が「京都市長賞」をいただくことができました！

ペットボトルを使って何か作れないかとグループのメンバーで考えているうちに、樹木のような立体オブジェを思いつきました。

油性インクをアルコールで滲ませたり、熱で溶かしたりと工程がたくさんあり、１年がかりの大作になりました。透明に青色が綺麗に映えてブルーハワイのかき氷に見えたため題名は「ブルーハワイ」になりました。

12 月２日の授賞式では、代表で１名の利用者さんに参加していただきました。緊張感漂う中、多くの人たちに見守られながら表彰していただき、喜びを噛みしめておりました。

また、授産所でもお祝いをしていただき、みなさんとても嬉しそうにされていました。たくさんの人たちに評価していただけて、本当に時間をかけて頑張った甲斐がありました。

今回の受賞を受けて、皆さん次回の作品作りに力が入っています。

これからも楽しい創作の時間になるよう、また、皆様から賞賛される作品作りに挑戦していきたいと思っています。

（伏見障害者授産所：北本香里）

山科エリアTOPICS【放課後等デイサービス「すてーじ」】

クリスマスパーティ

毎年恒例のクリスマスパーティを今年も開催しました。

今年はグループごとに分かれたクイズ大会を実施し、利用者さん全員が笑顔で参加していただくことができました。「全問正解するぞ！！」「どっちかな？」と集中して参加される方もいました。

おやつはパンケーキにホイップやフルーツ等を自分でトッピングしたものを食べていただきました。口の周りにクリームをつけながらおかわりをする人も続出で、みんな美味しそうに食べていました。

最後にサンタクロースがやってきて、一人ずつプレゼントをもらいました。みんなサンタクロースが来てくれるのを楽しみに待っていて、「いつくるのかな？」「まだかな？」と心待ちにしていました。実際にサンタクロースが来た時には、みんな大興奮で一気に人だかりができました。最後にみんなでサンタクロースと集合写真を撮って、クリスマスパーティはお開きとなりました。

（放課後等デイサービス　すてーじ：溝内 脩平）

苦しみの背景を想像する事。そして何ができるのかを考えてみる。

2019 年 11 月、京都で起きた ALS 嘱託殺人事件、覚えていますでしょうか。
「死にたい」と望む ALS を患う女性がネットで知り合った医師に殺害を依頼し、お亡くなりになったという事件です。事件に関わった医師 2 人の内の一人、山本被告（元医師）は、昨年 12 月に判決が言い渡されました。（もう一人の大久保被告は 1 月に裁判が開始されます。）
この事件は、私達の障害福祉圏域内で起こった事件であり、身近な立場として私自身とても衝撃を受けた出来事でした。
あれから 4 年が経ちました。その当時、死にたいと望む者への法整備、つまり「安楽死」について法整備の検討をすべきではないかと、様々な立場の方がメディアを通じてコメントを出された事を覚えています。その時の私は、死を望む人の権利は認められるべきなのか、という自問が湧き上がり、書籍などを探し読んで、答えを求めた経過があります。
今でも答えを求めているそんな中、つい最近、高木俊介さん（ACT－K）の X（旧ツイッター）から、一冊の本が紹介されました。

「安楽死が合法の国で起こっていること」
（著者：児玉真美　ちくま新書）

すぐに購入し読んでみました。外国の安楽死が進む中、人の存在価値や支援を必要とする方のケアの在り方を深く考えるきっかけにもなりましたので、内容を少しご紹介します。この本の内容は大きく三部で構成されています。（下記、***斜体の文字***は本書文章となります。）

序章では「安楽死とは何か？」と本書の中で用いる定義が説明されています。国際的に定義はなく、専門家の間でも定義が微妙に異なっているようです。
『*日本で言うところの「尊厳死」とは、一般的には終末期の人にそれをやらなければ死に至る事が予想される治療や措置を、そうと知った上で差し控える*』事を指し、『*それに対して「安楽死」とは医師が薬物を注射して患者を死なせる事を言う*』。つまり前者を「消去的安楽死」、後者を「積極的安楽死」と呼ぶれているものになります。
もう一つ、日本ではほとんど区別される事なく安楽死とされているのが「医師幇助自殺」。これは医師が自殺目的で処方した薬を患者自身が飲む事、また近年では薬物をいれたストッパー付きの点滴を患者自ら外し自殺を行う事を意味されています。合法化が進む国の中では、医師幇助自殺は合法だが、積極的安楽死は違法という所もあり、国や州によって違いがある事の説明がなされています。

「第一部」では、合法化されている国の実情が紹介されていますが、どこの国も『*いったん合法化されれば対象者が歯止めなく広がっていく*』と言い、『*終末期の人から、認知症患者、精神/発達/知的障害者や精神的な苦痛のみを理由にした安楽死と拡大してきたのも、共通して見られる傾向だ*』と指摘しています。
特にオランダやベルギーの安楽死先進国では、『*両国とも法的要件である「耐えがたい苦痛」が身体的な苦痛に限定されていないため、衝撃的な事例がいくつも話題になってきた*』といくつかのケースが紹介されています。つまり、障害を負う事や、他者との関わりで生まれる苦痛から、精神的苦痛だという訴えで、安楽死が安直に実施される現状が明らかにされています。

「第二部」では『*「無益な治療」論*』について。
『*簡単に言えば、「もうどうしたって助けてあげられない患者を甲斐のない治療で無駄に苦しめるのはやめにしよう」*』という、患者本人にとって「無益」としていた議論が、『*医療を取り巻く経済状況から*』、『*医療サイドの判断で一方的に治療を差し控えたり中止したりする事を認める論拠として*』出てきています。
安易に言うと、生きるために医療的コストがかかる患者を「無益」とし、積極的安楽死が認められるよう

になってきている、という事です。2018 年、米国で順植物状態であった 1 歳 9 ヶ月の子に対し、生命維持は無益とし、生命維持装置を外し、緩和のみに切り替える事を判事が認めたという事例が紹介されています。

そして、『*「無益な治療」論*』が、臓器移植として繋がりをみせているという事。

『*ベルギー、オランダ、カナダ、スペインでは安楽死後臓器提供という形で安楽死と臓器移植はすでに直結しているが、「無益な治療」論も臓器移植と繋がっている。*』とし、『*現在、臓器移植先進国の病院では臓器ドナー・プール増大策のひとつとして、ICU にいる重篤な患者の中から潜在的臓器ドナーをあらかじめ特定しておくということが行われている。例えば脳に大きな損傷を負った患者、ALS などの難病患者など、積極的治療や生命維持を「無益」として中止される事が予測されるひとたちだ。*』としています。

ここの部分を読み進める中で感じた事は「怖い」という事でした。無益という事を医師の専門性の中で判定する事ができるという流れになってきているようです。また医師の専門性として、法的に認めれている方向性にあるという事が指摘されています。

第三部は『*苦しみ揺らぐ人と家族に医療が寄り添う事*』。

著者は、重い障害のある娘を持つ親の立場でもあり、子どもを通し、医療職との深い溝について論述しています。

『*医療の世界にはどうして無神経な人が多いのだろう……。*』、しかし『*大半の医療職とは良好な関係を築いてくることができたし助けてもら*』ってはいるが、『*医療職と患者や家族との間には、深くて大きな溝がある。*』その深い溝について『*「医療」と「生活」の関係性の違いがあ*』り、『*私たちにとっては「生活」の方が「医療」よりもはるかに大きい。けれど医療職ではその大きさが逆転している感じがする。*』と著者は言います。先述した医師が安楽死を判定する流れの中、「生活」や「関係性」という日常の価値観が経済的・医療的な背景から蔑ろにされる危険性に警笛を鳴らしています。

また『*目の前の患者の医療をどうするかという問題は、医師にとっては「今という時点」において「医学的な正解は何か」という問題なのだな、といつも思う。一方の患者や家族にとっては、固有の人生にあった様々な出来事の連なりという時間軸（線）における「人生」の問題*』であるとして、『*例えば重症児者が重度化するにつれて親が迫られる決断の一つ*』である経管栄養の例を出し、子の楽しみを奪われる事は親にとって認め難い事。しかしその選択をせざる負えない状況があり、耐え難い苦しみにある事を言われています。しかし医療職は、『*このように立ちすくんでしまう時、医療職には「せっかく医学的に正しい選択肢を提示してやっているのに親がそれを理不尽に抵抗する」姿と映るようだ*』と、医療としての判定の正しさという眼差しを向けられ、その構図の中での正しさを問う事に終始している状況がある。その事について著者は以下のように解を求めています。

『*まずは否定も批判もせずに耳を傾け、理解しようとする「共感」の姿勢だろう。意思決定を共有しようとする時、医療職は「正解」をゴールにその場に臨むけれど、親や家族に必要なゴールはおそらく「正しさ」ではなく「心で納得できること」。それはその人本人が自分立つ親子のこれまでの人生を振り返る中で考え、自分でたどりつくしかないゴールなのである。*』

安楽死先進国では医療職による「無益な治療論」からの安楽死が進んでいます。この本の中では、日本病院会 倫理委員会から出さている文書の中に、尊厳死の対象として、神経難病、重症心身障害者が「今回は議論されなかった項目」として出されています。つまり、今後議論の対象となっていく事が推測され、私達が知らない所で「尊厳死」として進んでいくのではないかと、この本を読み、改めて危惧を抱いた所です。

『*患者が決める話しでもなければ、尊厳死や患者の死ぬ権利の文脈の話しでもない。ここで提言されている「尊厳死」は医師が患者を選別して死を与えること。*』

最近「らくなん」のケースでは、18 歳から 20 代、30 代と若年層の相談が多く入ってきています。皆、虐待等の逆境体験があり、過去の辛さを引きずり「死にたい」と訴えています。

そんな訴えを前に、僕らはご本人達の話しを聞き、共にその場にいる事、共に感じる事、苦しみの背景を想像し、何ができるのか…、そのような事を繰り返しています。

先日では、「今大阪の●●の屋上にいる。飛び降りるね」という連絡が夜間帯に訪問看護ステーションに入り、GPS を頼りに、訪問看護さんが大阪まで探しに行ってくれたという事がありました。「死にたい」という訴えを前に、やはり僕らは、生を支えるためにできる事は何かを考え、行動していく必要があります。

この本の分量は 300 ページ弱と厚めの本ですが、安楽死について多くの示唆を得られる本だと感じています。ぜひとも手にとって読んでいただけるとより深い視点が得られるのではないかと思っています。

（中部障害者地域生活支援センター「らくなん」：大塚 秀樹）

就労支援事業所では、企業の方からの仕事の発注をお受けしています。
掲載のない業務でも、依頼したい仕事等がありましたら御相談下さい。

京都市洛南身体障害者福祉会館

TEL 075-691-2468　FAX 075-691-9226

受注可能役務

一般企業や他の就労系事業所から委託を受けた、内職作業を中心とした軽作業全般。箱折り、各種紙製品加工、雑貨組立、各種シール貼り、食品加工等

京都市山科障害者授産所

TEL 075-591-8771　FAX 075-591-8772

受注可能役務

印刷（名刺、冊子、封筒、パンフレット、文字入力、編集、製本）下請作業（紙加工、ネジの加工、封入封緘など）館内清掃

受注可能商品

オリジナル商品製作（シルクスクリーンプリントによるエコバックなど布小物）

京都市洛南障害者授産所

TEL 075-671-8439　FAX 075-661-0894

受注可能役務

印刷全般、製本加工、アンケート入力、データ入力、テープ起こし、DM等封入・封緘・仕分け、紙加工（箱折）、部品組立、シール貼り等軽作業、講師派遣

受注可能商品

オリジナルカレンダー

京都市やましな学園

TEL 075-591-8841　FAX 075-591-8842

受注可能役務

清掃、除草、食器洗浄、ポスティング、古紙リサイクル、各種下請け業務（100 円均一等の商材加工、チラシ折り、箱折り）

受注可能商品

やきいも

京都市伏見障害者授産所

TEL 075-603-1291　FAX 075-603-1292

受注可能役務

印刷全般、アンケート入力集計、データ入力、封入・封緘、清掃、アルミ缶回収、菓子箱組立、各種袋詰、検品・仕分け、その他下請け業務

受注可能商品

和柄を使ったヘアアクセサリー（ヘアピン・ヘアゴム・シュシュ等）布を使った小物製品、メモ・カード等の紙製品、ポップコーン出張販売

京都市だいご学園

TEL 075-571-7216　FAX 075-571-7217

受注可能役務

各種下請け業務（チラシ封入、100 円均一商材加工、お菓子の袋詰め等）

受注可能商品

ドーナツ、焼きドーナツ、パウンドケーキ、パンの卸販売、出向販売及び一部商品の OEM 提供

京都いたはし学園

TEL 075-605-4800　FAX 075-605-4801

受注可能役務

清掃、除草、箱折、各種袋詰などの下請け作業

受注可能商品

各種パン、クッキー・ラスク・ケーキなどの焼き菓子

京都市うずまさ学園

TEL 075-873-5353　FAX 075-864-4753

受注可能役務

各種袋入れ、箱折、封入封緘、その他軽作業

受注可能商品

パン、シフォンケーキ、クッキー、フィナンシェなどの焼き菓子